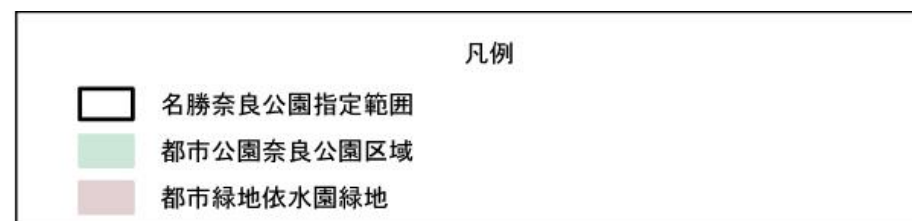
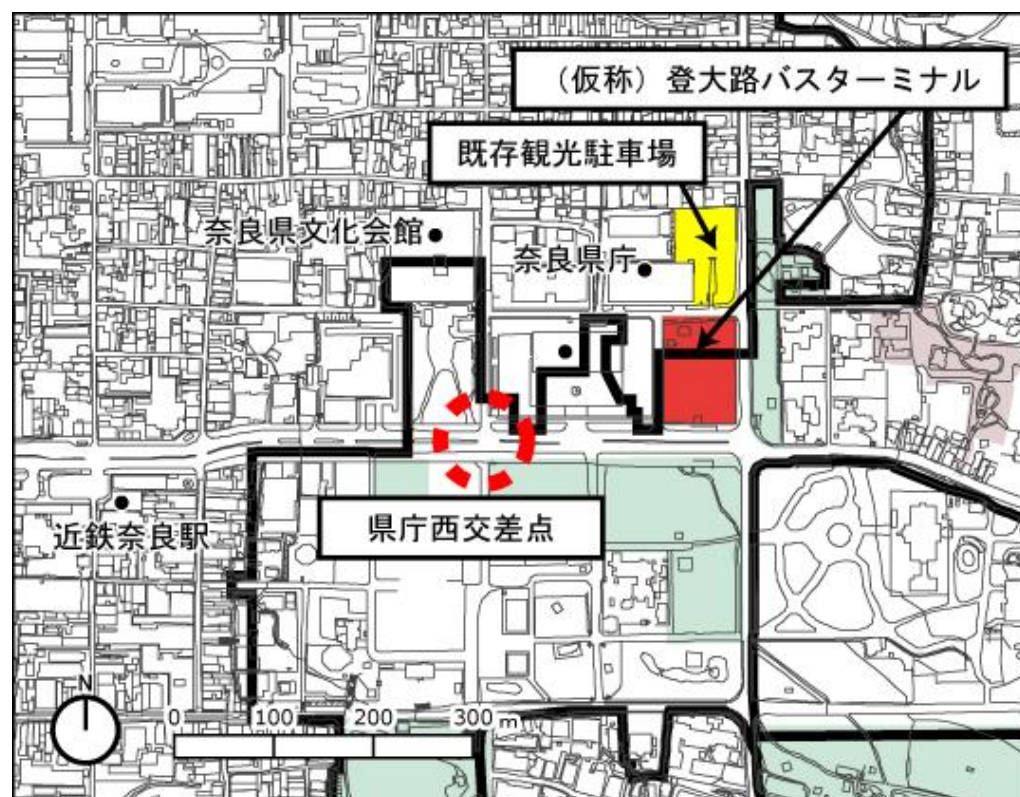
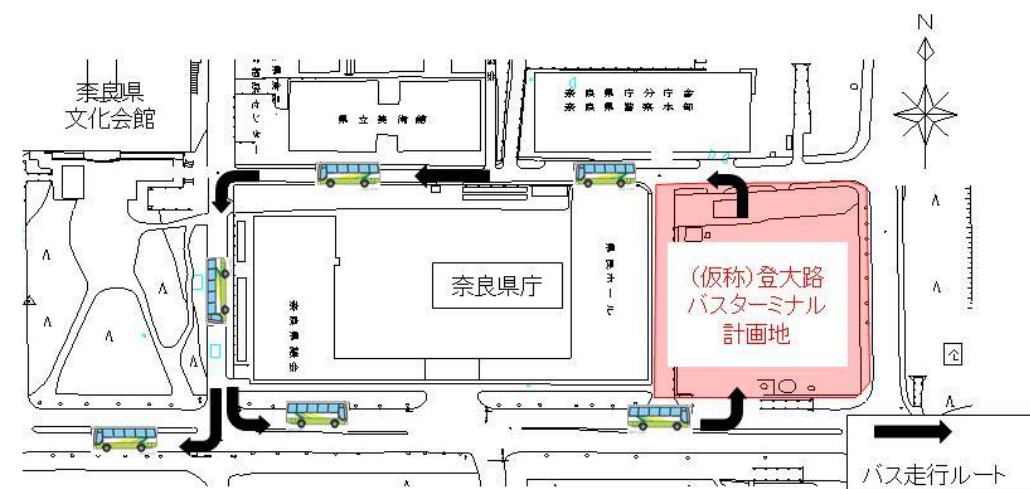


(5) (仮称) 登大路バスターミナル整備による交通量増加への対策

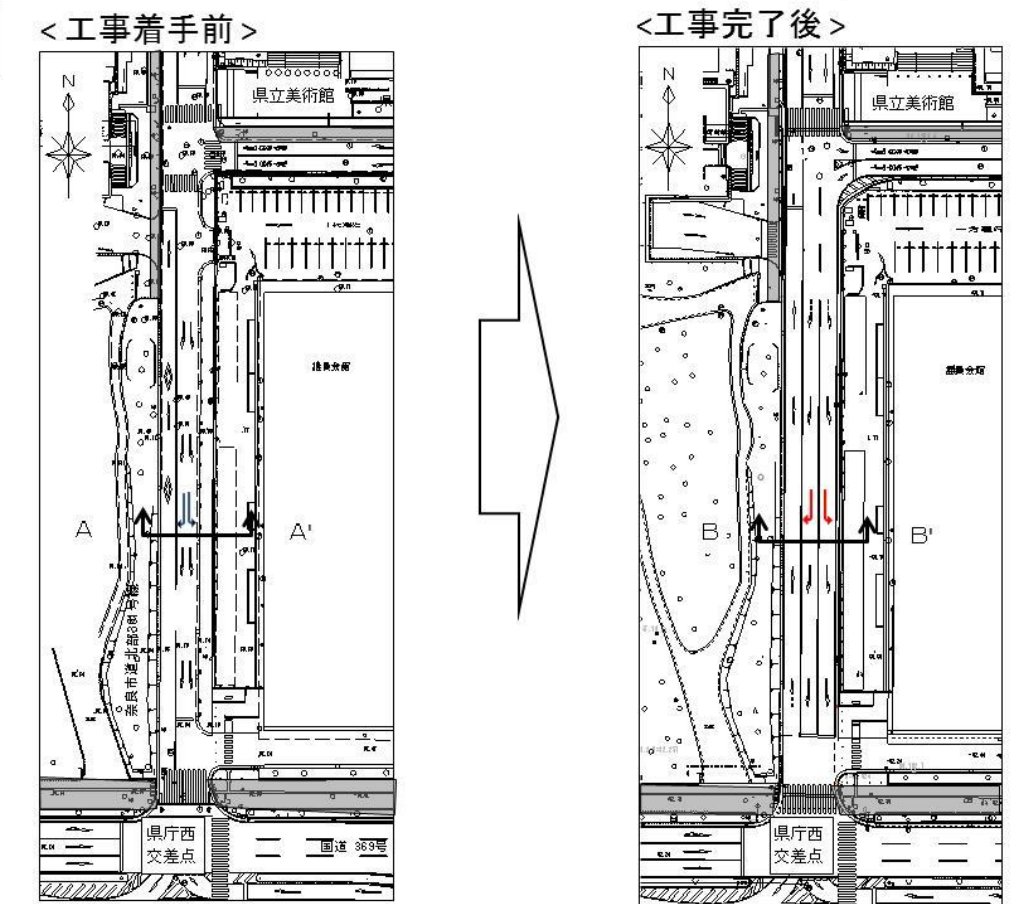
- ・(仮称) 登大路バスターミナルの整備により、県庁舎及び計画地周辺の交通量の増加が予想される。
- ・特に県庁西交差点では、既存交通量に加え、(仮称) 登大路バスターミナルの整備により交通量の増加が予想されるため、(仮称) 登大路バスターミナルの整備検討にあたっては、新たな渋滞発生抑制に向けて、交差点容量を踏まえた検討が必要であると考えた。
- ・このため、県庁西交差点の交差点容量を検証し、その結果、右図に示すように、既存の右左折車線を、右折車線と左折車線に改良することで、交差点の交通容量は(仮称) 登大路バスターミナル整備後の需要交通容量を満たしていることを確認した。
- ・この検証結果を踏まえ、警察と交通処理計画について協議を行い了承を得るとともに、道路管理者である奈良市の承認を得て、平成26年度に工事を実施している。



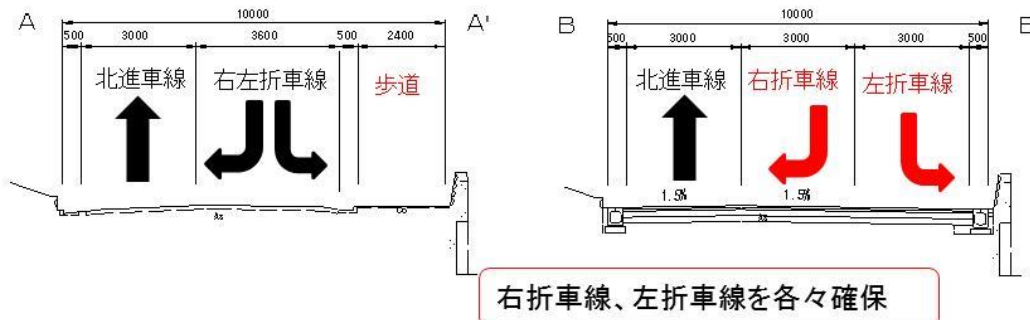
位置図



平面図

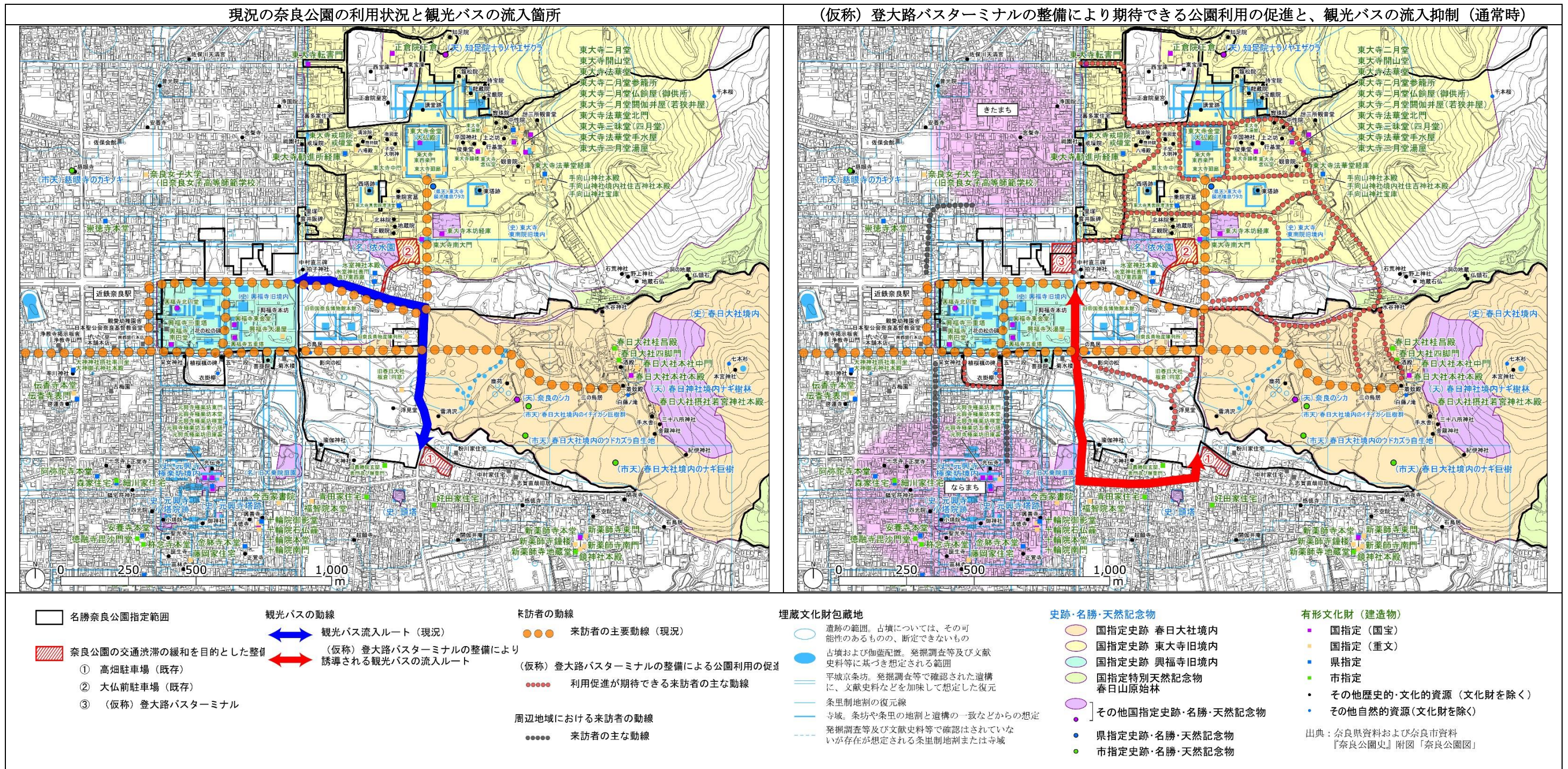


横断面図



2-3. 交通渋滞の緩和と奈良公園の魅力向上による公園利用の促進

- ・奈良公園の交通渋滞が緩和されることで、奈良公園中心部への観光バスの流入を抑制し、名勝地の風致景観を保全するとともに、来訪者の主要動線である大宮通りの周遊環境の向上につながる。
- ・奈良公園のエントランスにおいて、奈良公園の魅力向上に資する機能を有する施設を設けることで、来訪者へ名勝奈良公園の魅力ある情報を提供でき、奈良公園の魅力や価値について発信することで、下図に示すとおり、現在の来訪者の利用動線が、整備後、奈良公園全体へと利用動線が広がりを見せ、より満足度の高い周遊や滞在時間の提供、リピーターの獲得につながる。
- ・この二つの相乗効果が期待できる施設（(仮称)登大路バスターミナル）の整備を検討することは、名勝奈良公園の保存管理・活用に寄与するとともに、大宮通りを軸に隣接する吉城園周辺等と連携した取組を行うことで、世界遺産「古都奈良の文化財」の構成資産である春日大社、興福寺、東大寺、春日山原始林をはじめ、名勝奈良公園及びその周辺に所在する多種多様な文化財の保存管理・活用にもつながり、公園の更なる利用促進が期待できる。



Ⅲ. (仮称) 登大路バスターミナルの整備の目的

奈良公園の課題を解決し、公園が有する本来の魅力の理解への貢献及び価値を高めるため、公園のエントランスとして多くの来訪者の往来がある計画地へ、バスターミナル、ガイダンス施設・おもてなし施設、緑地の整備を行う。

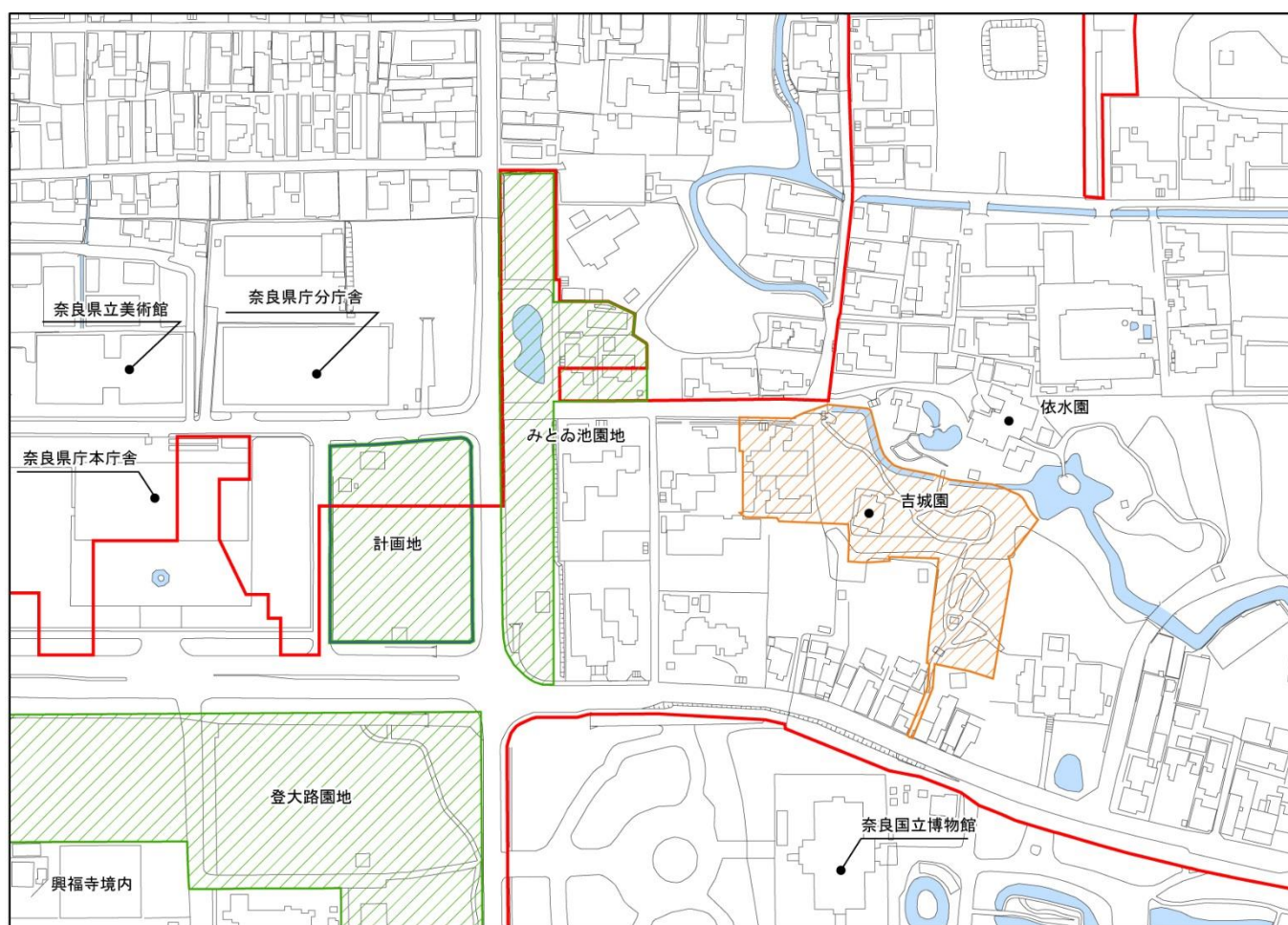
奈良公園の主な課題	(仮称) 登大路バスターミナルの整備の目的	導入施設
名勝奈良公園・都市公園奈良公園	<p>(1) 公園中心部への観光バスの乗入を抑制することによる世界遺産をはじめとした文化財への影響の緩和及び周遊環境の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画地には、昭和 30 年代に行われた公園整備事業の一環として、公園内への自動車の受入対策とともに、名勝地及び公園地への流入抑制の中心的な役割を担う拠点として、昭和 42 年に登大路駐車場が整備された。 その後も、公園内における渋滞の解消や、歩行者の安全確保等の課題に対して、観光バス予約システムを導入するなど継続して交通対策に取り組んできたが、公園外縁（南部）に位置する高畑駐車場と、公園中央に位置する大仏前駐車場を中心とした交通システムでは、依然として大仏前駐車場への観光バスの流入が多く、歩行者も含めた公園中心部の交通環境を十分に改善できていない状況にある。 奈良公園において計画地が従前より交通対策に寄与してきた機能を強化し、バスターミナルを整備することは、公園中心部への観光バスの乗入を抑制するとともに、世界遺産「古都奈良の文化財」の構成資産である春日大社、興福寺、東大寺、春日山原始林をはじめ、名勝奈良公園及びその周辺に所在する多種多様な文化財の保存管理・活用資する整備であると考え。 	バスターミナルの整備
	<p>(1) 奈良公園の本来の魅力の情報発信と享受</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画地にバスターミナルを整備することにより、公園のエントランスとして、修学旅行生や外国人団体旅行者等の集中が予想されるため、奈良公園の魅力ある情報を発信できるガイダンス施設が求められている。このため、国内外から訪れる来訪者へ、名勝奈良公園や世界遺産「古都奈良の文化財」など、奈良公園特有の魅力ある情報を発信し、エントランスエリアからほんものが点在する公園中心部へ導く空間の創出に努める。 計画地を視点場とすることで、国内外から訪れる多くの来訪者が、東大寺や興福寺など、奈良公園を代表する風景を享受できる。また、計画地周辺に広がる奈良公園の変遷を感じることができる風景も享受できる。 	ガイダンス施設の整備
	<p>(2) 来訪者の活動拠点の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> 奈良公園では、多様な主体が自然資源、歴史文化資源を活用した様々な活動を行っている。公園内の役割分担を図りながら、計画地へ新たな活動拠点としておもてなし施設を整備することで、公園の利活用を促進する。 計画地周辺では、伝統的な町並みや生業を活かした諸活動がおこなわれている“きたまち”をはじめ、様々な地域活動が行われている。おもてなし施設と周辺地域の諸活動との連携を図りながら、名勝奈良公園及び周辺地域の周辺の魅力向上に努める。 	おもてなし施設の整備
風致景観の向上	<p>(1) 大宮通り、国道 369 号沿いの風致景観の連続性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画地の東側に国道 369 号沿いに吉城園周辺とみとみ池園地、南側に大宮通り沿いに興福寺旧境内と登大路園地と、計画地周辺には文化財として守られてきた近世の風致景観が広がっている。その一方で、計画地西側には、近代建築物としての価値も評価されつつある県本庁舎をはじめ、県立美術館や県文化会館など、大規模な建築物が集積する近代的な景観も広がっているため、計画地を整備することは名勝地及びその周辺の風致景観の向上に資すると考える。 近世、近代の両方の景観を眺望することができ、奈良公園の変遷を感じることができる計画地において、名勝の本質的価値を構成する構造物や植栽の保全を前提に、その両方の景観の連続性に配慮することによって、従前の駐車場単体の景観からマツ等の高木植栽による大宮通り、国道 369 号沿いに良好な風致景観を形成に努める。 	緑地の整備

IV. 整備にあたっての前提条件の整理

1. 計画地の概要

(1) 概要

- ・所在地：奈良市登大路町
- ・敷地面積：8,640.29 m²
- ・敷地面積のうち、名勝指定面積：約 5,750 m²（図面計測）

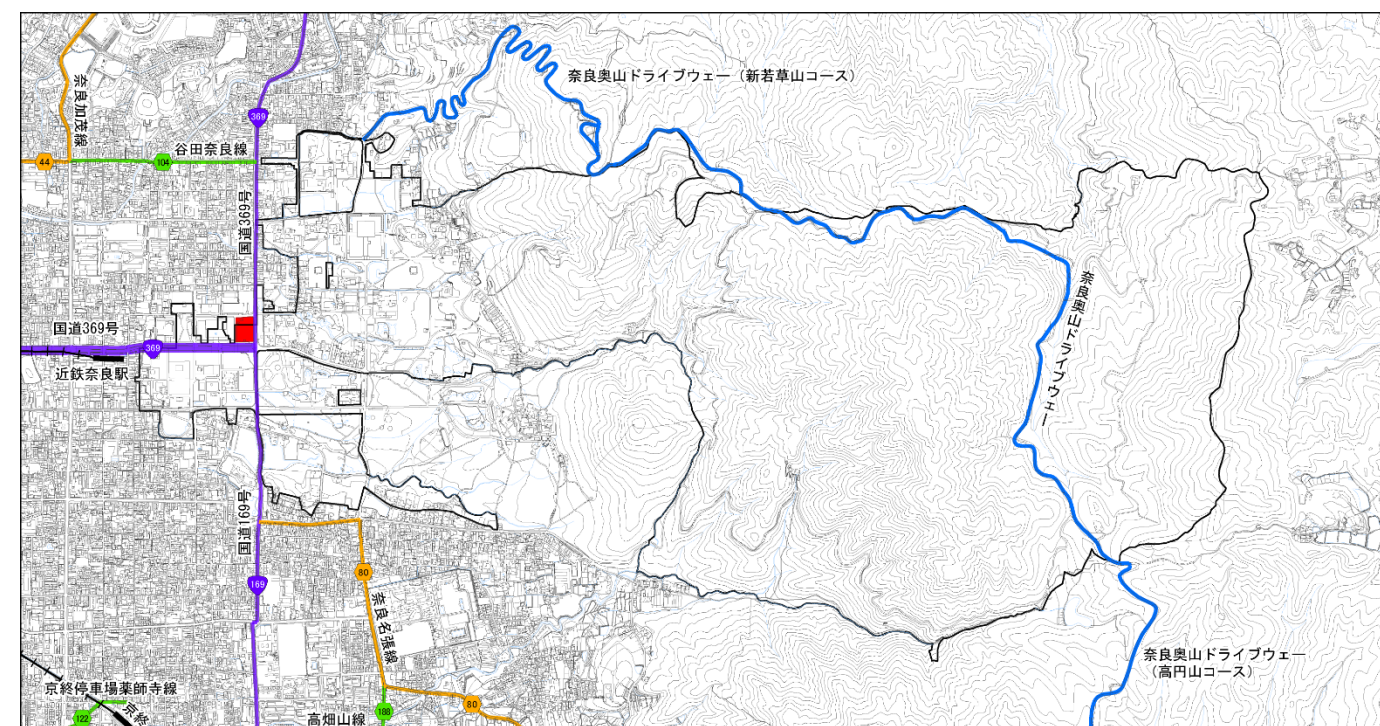


- 計画地
- 名勝奈良公園指定範囲
- 都市公園奈良公園区域
- 都市緑地依水園緑地

計画地の範囲及び周辺の状況

(2) 位置及びアクセス

- ・計画地は、名勝奈良公園及び都市公園奈良公園の西端に位置している。
- ・計画地の周辺には、東側にはみどろ池園地や吉城園周辺等の名勝地、西側には県庁舎や県立美術館等の近代建築物群、南側には興福寺境内、北側には古くからの伝統的な町並みが残る“きたまち”が広がっている。
- ・近鉄奈良駅から大宮通りを東に移動し、奈良公園の玄関口である興福寺、県庁舎、計画地を経て、東大寺に至る奈良公園の主要ルートに面しており、多くの歩行者が利用している。
- ・計画地は、国道 369 号と国道 169 号の結節点に位置しており、第二阪奈有料道路、京奈和自動車道、国道 24 号等を利用し、県内外から奈良公園へ訪れる観光バスや自動車が集まる箇所でもある。



- 名勝奈良公園※
 - 計画地
 - 一般国道
 - 一般都道府県道
 - 主要地方道（都道府県道）
 - 有料道路
 - 鉄道
- ※出典：奈良県教育委員会編『奈良県史跡名勝天然記念物集録1』を基に作図

計画地の位置及びアクセス